

人権啓発施策の推進について

人権が尊重される共生社会の実現をめざして



作成年月日	令和 5 年10月24日
作成部局名	県民生活部人権推進室

目次

人権啓発施策の推進

- | | | | |
|---|--------------------|-------|-----|
| 1 | 「人権文化をすすめる県民運動」の推進 | | P 3 |
| 2 | 多様な人権課題に対応した取組の強化 | | P 6 |
| 3 | 市町支援事業の推進 | | P 9 |
| 4 | 総合的・効果的な施策の推進 | | P10 |

人権啓発施策の推進

- 人権尊重が文化として定着し、県民がお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指し、「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」に基づき、「**兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針**」のもと、様々な人権啓発活動を推進する
- 人権侵害事案については、相談から救済へと速やかに繋ぐため、関係機関・団体等との連携・協働のもと、人権擁護に関する啓発や相談等の活動を展開する

1 「人権文化をすすめる県民運動」の推進（38,700千円）

(1) 人権啓発フェスティバルの開催

「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）のメイン行事として人権講演会やファミリーイベント等を盛り込んだフェスティバルを開催

【令和5年度実績】

＜名 称＞ひょうご・ヒューマンフェスティバル2023inあしや

＜開催日等＞令和5年8月26日（土）芦屋市市民センター



ひょうご・ヒューマンフェスティバルの様子

(2) 人権のつどいの開催

人権週間（12月4日～10日）にちなみ、県民の人権意識の普及高揚を図るため、講演会等の「人権のつどい」を開催

【令和5年度予定】

＜開催日等＞令和5年12月4日（月）兵庫県看護協会ハーモニーホール



人権講演会
蓮池 薫 氏



新ひょうご人権大使
小林 祐梨子 氏

人権啓発施策の推進

(3) 人権総合情報誌「きずな」の発行

人権に関するタイムリーな情報を掲載した総合情報誌を発行し、県民や人権関係機関・団体等に提供するほか、ラジオ放送において情報誌の内容を紹介

＜発行部数＞ 隔月発行 毎月25,500部

＜ラジオ放送＞ ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」内で紹介



ひょうご人権ジャーナルきずな

(4) 人権問題に関する文芸・映像作品の公募

ア 人権問題文芸作品の公募（のじぎく文芸賞）

人権問題に関する小説、随想、詩等文芸作品を広く県民から募集し、優秀作品を「のじぎく文芸賞」として表彰するとともに、啓発教材として活用

イ 人権啓発動画の募集

県民（若い世代）との協働による啓発事業として、人権に関する啓発動画を高校生等から募集し、優れた作品については表彰し、ネット配信等により研修や啓発の場で活用

(5) スポーツチームと連携協力した人権啓発

プロスポーツチームと連携協力した啓発活動を展開することで、県民、特に青少年にとって「人権」をより身近なものとし、人権尊重の意識高揚を推進

＜連携チーム＞ 阪神タイガース



人権啓発クリアファイル

人権啓発施策の推進

(6) 人権研修の実施

人権問題についての正しい理解と認識を深めるための各種研修会を開催

研修名	内容等	実績（令和4年度）
県・市町職員研修	県・市町において人権啓発や各担当業務リーダーとなる管理・監督職員等を対象とした研修	開催回数：5回 受講人数：1,480人 （オンライン受講含む）
特定職種従事者等研修	人権に関わりの深い職種である教職員、医療・福祉業務従事者、消防職員、警察職員や行政書士を対象とした研修	開催回数：17回 受講人数：1,045人
中小企業人権啓発セミナー	企業経営者を対象に人権意識の高揚を図るためのセミナー	開催回数：3回 受講人数：148人

(7) 大学と連携した人権講演会の開催

若い世代への啓発を強化するため、大学生を対象とした人権講演会を開催

＜実施箇所＞ 2校程度（調整中）

＜テーマ例＞ インターネット上の人権侵害、性的マイノリティの人権等



大学での人権講座（イメージ）

人権啓発施策の推進

2 多様な人権課題に対応した取組の強化（14,958千円）

(1) 部落差別解消に向けた啓発

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別解消に向けた県民の理解と認識を深めるため、部落差別(同和問題)の対応マニュアル等を活用し、地域の啓発を担う市町隣保館職員等への研修を充実

また、インターネット上の悪質な差別書き込み等の削除に向けた取組を強化

(2) 北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する啓発

拉致問題に関する県民の理解と認識を深めるため、政府拉致問題対策本部や市町等と連携し啓発を推進

【令和5年度予定】

- ・ **映画「めぐみ」上映会の開催**（主催：政府拉致問題対策本部・兵庫県・加古川市）
＜開催日等＞ 令和5年12月22日(金) 加古川市民会館
- ・ **拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い」の開催**（政府拉致問題対策本部・兵庫県・三田市）
＜開催日等＞ 令和6年1月13日(土) 三田市総合文化センター郷の音ホール
- ・ **拉致問題啓発ビデオ「私たちにできることー拉致問題の解決を願ってー」の活用**
＜内容等＞ 兵庫県関係拉致被害者（有本恵子さん、田中実さん）を取り上げた啓発ビデオを県立東播磨高校放送部の協力のもと制作（令和3年度）
＜活用方法＞ YouTube配信やDVDの貸出により、研修会や学校教育等で活用



拉致問題啓発舞台劇



兵庫県拉致問題啓発ビデオ

人権啓発施策の推進

(3) インターネット上の人権侵害への対応

ア インターネット・モニタリング事業の実施

インターネット上での差別的な書き込みのモニタリング(監視)を行い、悪質な書き込みについては、掲示板管理者や法務局等へ削除を依頼
市町担当職員を対象にモニタリングに関する知識や情報の共有、課題解決に向けた検討を行う研修会を実施



イ (拡)インターネット上の誹謗中傷や差別等への対策の強化

県弁護士会と連携し、ネット上の誹謗中傷や差別等人権侵害にかかる専門相談を実施

ネット被害者サポートチームを新たに設置し、差別的な書き込みの削除や発信者情報の開示等について助言するなど、被害者の支援を充実

【専門相談】 (県立のじぎく会館)

＜実施日等＞ 月～金曜日 9時～17時 ※弁護士相談：木曜日 15時～17時

＜実施方法＞ 専門相談員を設置 ※弁護士相談：県弁護士会所属の弁護士が対応

＜ネット被害者サポートチーム＞ 構成：県弁護士会・県・県人権啓発協会

ウ (新) SNS上の誹謗中傷等の抑止を図る条例の検討

SNS上の誹謗中傷や差別等の抑止を図るため、弁護士や学識者等で構成する検討会を立ち上げ、条例制定に向けた検討に着手

インターネット上の誹謗中傷や差別等
てお悩みの方へ
弁護士と専門職員(サポートチーム)による解決に向けた相談窓口
Tel 078-891-7877
メール相談 <https://www.hyogo-jinken.or.jp/consult>

【実施曜日】 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
【実施時間】 9時～17時
(弁護士相談は毎週水曜日15時～17時)
【その他】 面談も可(要予約)

□次のような人権問題について、弁護士等によるサポートチームが解決に向けた対応(「DM」等への削除依頼の代行、法的手続きのご紹介など)を行います。
■インターネット上の書き込みなどによる誹謗中傷や差別的な扱い、プライバシーの侵害などでお悩みの方
■SNS上でのいじめや脅迫、侮辱的表現、無断での個人情報(画像等を含む)の掲載などでお悩みの方
※解決を確約するものではありません。※裁判等の法的手続き費用は相談者のご負担になります。

兵庫県人権啓発協会



インターネット上の誹謗中傷や差別等の相談

人権啓発施策の推進

(4) 性的マイノリティに関する人権問題への取組

ア 多様な性への理解促進

多様な性に関する啓発を推進し、性的マイノリティに対する偏見や差別を解消するため、職員向けガイドラインや啓発リーフレット、啓発ビデオ等を活用し、県・市町職員や県民の理解を促進

イ (拡) L G B T等性的少数者に関する相談事業の充実

当事者の気持ちに寄り添う専門相談を実施するとともに、当事者等の交流事業を新たに実施し、当事者が抱える不安や孤独等を軽減

【専門相談】

<実施日等> 毎週土曜日 18時～21時 支援団体事務所他

<実施方法> 支援団体の専門スタッフが交代で対応（電話、面接）

ウ (新)県パートナーシップ制度の導入に向けた検討

早ければ来年度の導入をめざし、有識者・当事者団体等ヒアリング、市町や関係団体との意見交換などを行い、制度の内容を検討

(5) (新)人権に関する県民意識調査の実施

今後の効果的な人権啓発活動の展開に向けた基礎資料とするため、多様な人権課題に関する県民意識調査を定期的(5年毎)に実施し、県民の意識を把握・分析



啓発ビデオ



L G B T 専門相談

人権啓発施策の推進

3 市町支援事業の充実（305,932千円）

(1) 地域啓発活動の支援

ア 人権擁護推進等事業費補助

市町が実施する啓発事業等に対して補助金を交付し、市町支援を通じて県民の人権擁護の取組を推進
〈補助対象〉

- ・啓発支援事業：「人権文化をすすめる県民運動」を推進する事業、住民学習会等地域に密着した啓発事業
- ・擁護推進事業：本人通知制度普及事業、インターネット・モニタリング事業、専門相談の開設 等

イ 人権啓発活動地方委託事業

法務省所管の人権啓発事業を本県が受託し、県内関係市町において、市町域等広域的な啓発活動を実施
〈事業内容〉講演会・研修会の開催、啓発資料の作成・配布等

(2) 隣保館活動の推進

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種事業を総合的に行う隣保館の運営・整備に要する経費を助成（隣保館設置：20市8町 ※中核市除く）

ア 隣保館運営事業費補助 〈補助率：3/4（国1/2、県1/4）〉

相談事業、啓発・広報事業、地域交流事業等に要する経費を助成

イ 隣保館施設整備費補助 〈補助率：3/4（国1/2、県1/4）等〉

老朽化した隣保館の改修整備等を促進するため経費を助成



隣保館（市町設置）

人権啓発施策の推進

4 総合的・効果的な施策の推進（56,131千円）

（1）人権施策推進会議、人権擁護推進懇話会の開催

庁内全部局で構成する「人権施策推進会議」において、多様化する人権課題に対応した施策の検討を行うとともに、学識者等で構成する「人権擁護推進懇話会」での専門的見地からの意見を踏まえ、施策を効果的に推進

（2）ひょうご人権ネットワーク会議の開催

様々な人権問題の解決を図るため、人権関係団体、地域・職域団体、行政等が「ひょうご人権ネットワーク会議」の開催等を通じて、人権に関わる啓発・相談・援助等の活動を連携して展開
＜構成団体・機関数＞45団体・16機関

（3）県立のじぎく会館の管理運営

人権に関する研修・啓発・研究等の全県拠点施設である県立のじぎく会館を効果的・効率的に管理運営
＜指定管理者＞公益財団法人兵庫県人権啓発協会
＜主な施設＞大ホール、会議室、図書資料室、視聴覚室、相談室、ふれあいルーム等



県立のじぎく会館

参画と協働による県民躍動の推進について

令和 5 年10月24日

県民生活部県民躍動課



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



目次

1	参画と協働による県民運動の推進	3
2	特定非営利活動法人（NPO法人）制度の運用	10
3	生涯学習の推進	11
4	安全安心な消費生活の推進	16



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

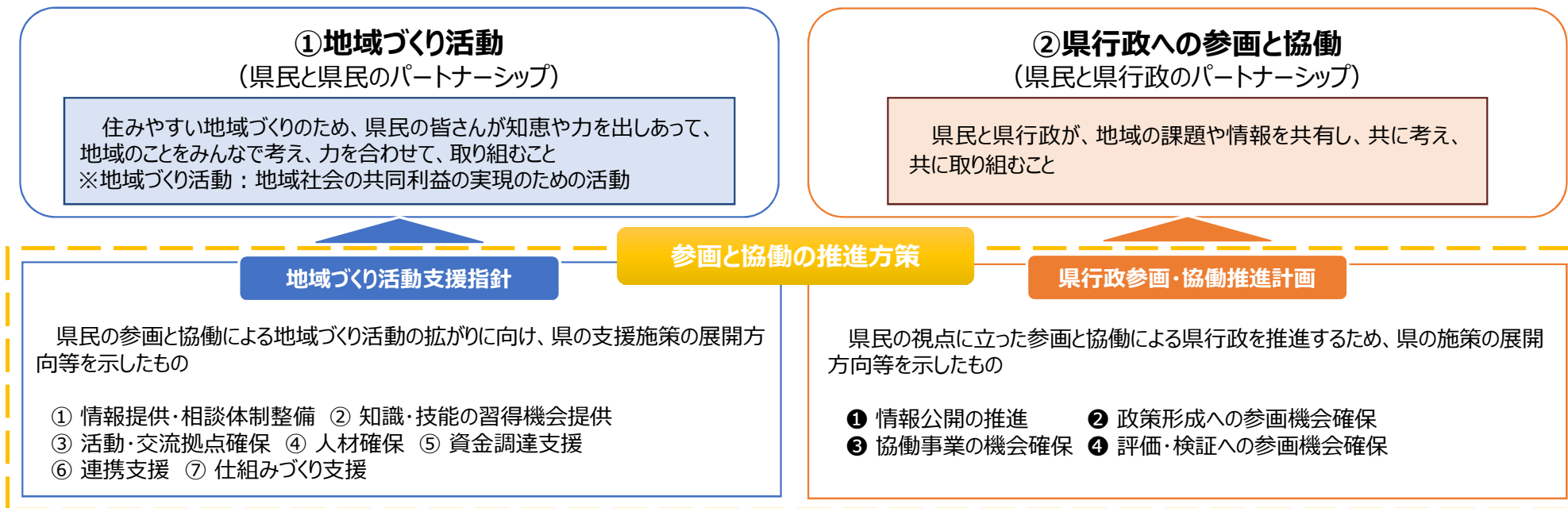


1 参画と協働による県民躍動の推進

(1) 「県民の参画と協働の推進に関する条例」の推進

県民の参画と協働のもと、兵庫らしい地域づくりを進めるため、「参画と協働の推進方策」(令和3~7年度)に基づき、①県民の主体的な地域づくり活動を支援するとともに、②県民の県行政への参画と協働を推進する。

➤ 参画と協働の推進方策の枠組み



1 参画と協働による県民躍動の推進

ア 年次報告の作成

前年度の参画と協働の推進に関する県の施策の実施状況を取りまとめ、インターネット等で公表する。

イ 県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

県の計画等に対し、広く県民の意見を求めるとともに、県行政の透明性の向上及び説明責任を果たすため、県民意見提出手続制度を運用

〈実施件数〉7件（令和5年度9月末時点）

ウ 附属機関等における委員の公募、会議の公開等

政策形成に県民の意見等を反映するため、附属機関等の委員の公募に関する制度を運用するとともに、会議の公開等を推進

〈実施機関数〉委員公募：22機関、会議公開：50機関（令和5年度9月末時点）

※附属機関等の設置及び運営指針、附属機関等の委員の公募に関する指針に基づき、対象の機関はすべて実施

（2）県民生活審議会の運営

- ①真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項等について審議、
- ②条例に基づき、「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」及び「参画と協働の推進に関する施策の実施状況」に関する年次報告について意見

1 参画と協働による県民躍動の推進

(3) 対話と現場主義による地域課題の把握と県政への反映

参画と協働の理念のもと、対話と現場主義により、地域の課題やニーズを施策に反映させる県民ボトムアップ型県政を推進する。

ア 躍動カフェの開催

多様な世代・分野で活躍する県民と知事との対話の場を通して、地域の課題やニーズを把握し、県政に反映させるほか、参加者間の連携促進を図ることで、より良い地域づくりにつなげる。

【R5開催実績】7月8日：阪神南地域、7月28日：淡路地域、10月7日：神戸地域

イ ワークेशन知事室の実施

知事が県内各地に滞在し、地域と交流しながら、知事自らが新しい働き方を実践し情報発信を行うことで、県内交流人口の増加や地域の活性化を目指す。

【R5開催実績】6月26日・27日：中播磨地域



【躍動カフェ（阪神南地域）】

(4) 地域づくり活動への支援

ア 地域づくり活動応援事業の推進【51,093千円】※各県民局・県民センター予算合計額

地域づくり団体の創意工夫による取組や、複数の地域・団体が連携した広域的な活動に対して助成を行い、団体活動の充実強化と地域の活性化を図る。

<助成内容> 1団体あたり原則30万円以内

<助成件数> 251件 38,233千円[平均152千円] (令和5年度9月末時点)

1 参画と協働による県民躍動の推進

イ 優れた地域づくり活動の顕彰【337千円】

参画と協働による地域づくりに持続的に貢献している個人に対して「このとり賞」、地域社会の連帯意識の醸成に貢献している団体に対して「くすのき賞」を表彰する。※各県民局・県民センターで実施

〈表彰件数〉このとり賞：125件、くすのき賞：55件、計：180件（令和4年度）

ウ インターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」による情報発信【9,621千円】

ふるさと兵庫の魅力発信のため、県内各地で地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいる個人・団体等の活動をインターネットで紹介

〈紹介数〉個人153名、団体26名（平成25年～令和5年3月）

エ “すごいすと”による地域の課題解決

(ア) ふれあい活動アドバイザー派遣事業【1,350千円】

地域づくり活動団体が抱える課題の解決を図るため、“すごいすと”をふれあい活動アドバイザーとして、地域づくり活動団体に派遣し、相談・助言等を実施

〈助成内容〉謝金、旅費、活動経費

〈助成件数〉3件（令和5年度9月末時点）

(イ) 交流会の開催

様々な地域活動におけるポイントやヒントを、“すごいすと”から直接県民に提供するとともに、参加者同士の交流を促進することにより、新たなコミュニティづくりにつなげる。



【すごいすとホームページ】



【すごいすと交流会】

1 参画と協働による県民躍動の推進

(5) 県民ボランティア活動の支援

ア ひょうごボランティアプラザによる支援

(ア) ひょうごボランティアプラザの運営【61,902千円】

多様な主体の交流促進や各種支援情報の提供などの事業を通じ、県民のボランティア活動を支援・促進するとともに、県内の中間支 団体と連携し、ボランティア活動や団体運営等への相談・助言を実施

設置場所	神戸市中央区東川崎町 神戸クリスタルタワー 6階（交流サロン、セミナー室、印刷コーナー等）
開館時間	平日：9時～19時、土曜日：9時～17時（日・祝日・年末年始・GW・お盆休館）
事業内容	①交流・ネットワーク、②情報の提供・相談、③人材養成、④活動資金支援、⑤調査研究、⑥災害ボランティアの支援
利用人数	8,131人（令和4年度） ※令和5年9月末現在 3,639人

(イ) 多様な主体の交流・ネットワーク化の支援

NPO、学生、企業などが一堂に会し、意見交換・情報収集を行う「地域づくりネットワーク会議・ひょうごボランティア基金助成事業報告会」を開催（令和5年2月14日）

(ウ) 地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運営

地域づくり活動団体に取り組む地域づくり活動の内容やイベント情報、行政・企業などからの各種支援情報を集約し、インターネットを通じて県民に提供
<登録団体数> 2,513件（令和5年度9月末時点）



【ひょうごボランティア基金助成事業報告会】

1 参画と協働による県民躍動の推進

(I) ひょうごボランティア基金による活動支援

ボランティアグループ・団体等による草の根の活動支援など、ひょうごボランティア基金（※）による助成事業を通じて、県民の多彩な活動を支援 ※同基金は令和5年3月10日、県から県社会福祉協議会へ返還

事業名		対象	限度額 (上限)	R4年度 件数	金額 (千円)
県民ボランティア活動助成		法人格を持たないボランティアグループ等	3万円	2,535	76,050
中間支援活動助成	基本事業	地域のNPO等の基本的な活動を支援する中間支援団体	50万円	13	6,500
	創設支援事業	NPO団体や地域活動などを総合的に支援する体制の構築を目指すNPO等	50万円	5	2,481
地域づくり活動NPO事業助成		地縁団体等と連携し、先導的・先駆的な活動を進めるNPO等	50万円	60	21,015

(II) 災害ボランティア活動への支援【13,000千円】

○災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の開催

災害発生時に備えて、平時からの関係機関相互のネットワークの強化を図り、支援体制の確立と定着を推進

＜構成団体＞ 日本赤十字社兵庫県支部、神戸市社会福祉協議会、コープこうべ等
49団体・個人



【災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議】

1 参画と協働による県民躍動の推進

○被災地に対する復旧・復興活動への支援

東日本大震災や台風、豪雨災害の被災地に対し、ふるさとひょうご寄附金等を活用し、県内の団体等によるがれき撤去等の被災者支援活動や被災地の復興を応援する活動を支援

事業名	対象期	対象者	対象事業・対象経費	R4年度実績
災害ボランティアバス	復旧期	・兵庫県災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議構成団体等・参加者が10名以上	—	—
ひょうご若者被災地応援プロジェクト	復興期	・県内在住等の15歳以上35歳未満の若者が主体の団体 ・5名以上で構成する団体	・傾聴ボランティアなど被災地の復興を応援する活動 ・旅費・宿泊費・活動費：上限20万円	11件
大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト	復旧期	・5名以上で構成する団体・グループ	・がれき撤去や泥かき等の被災者支援活動 ・旅費・宿泊費：上限20万円	—

イ ひょうご県民ボランティア活動賞【553千円】

先駆的、先導的なボランティア活動や、長年にわたり県民ボランティア活動を継続し、地域に多大な貢献をした個人や団体の栄誉をたたえるため、表彰を行う。 ※県民躍動課で実施
〈表彰件数〉 個人表彰：20件、団体表彰：31件、計51件（令和5年度）



【R4年度 表彰式】

2 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の運用

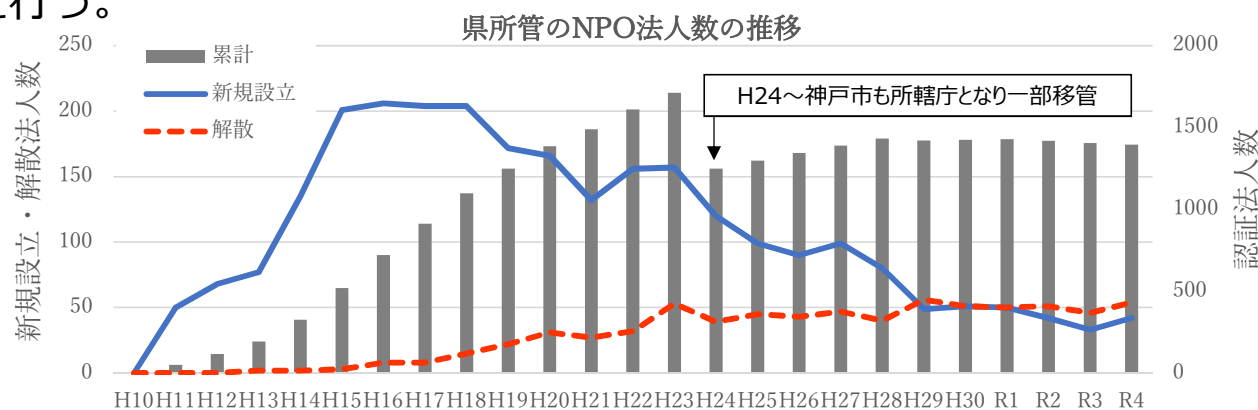
(1) 特定非営利活動法人の認証

特定非営利活動促進法に基づき、福祉、まちづくり、子どもの健全育成など様々な社会貢献活動を行う団体に対し、法人格を付与する認証事務を行う。

➤ 認証法人数(R5.9月末)

2,121法人〔県 1,379 神戸市 742〕

所轄庁	R3		R4	
	設立	解散	設立	解散
県	33	46	42	54
神戸市	16	37	24	46
計	49	83	66	100



(2) 特定非営利活動法人の認定

認定基準を満たした特定非営利活動法人に税制上の優遇措置を与える認定事務を行う。

➤ 認定法人数(R5.9月末) 52法人〔県 25 神戸市 27〕

○ 認定基準

認証NPO法人として1年以上の適正運営、寄附収入が一定の基準（3千円以上の寄附者が100人以上など）を満たすこと等

○ 認定のメリット

対象団体に寄附を行った場合、当該寄附金額の一定割合に相当する額を控除
〔控除額 = (寄附金 - 2千円) × (所得税40% + 県民税・市町民税10%) 〕

3 生涯学習の推進

(1) 生活創造センター、文化会館等の運営

地域の学び、活動、交流の拠点施設として、生活創造センターや文化会館等を運営し、県民の様々な活動の支援と各地域の特色を踏まえた事業を展開する。

ア 生活創造センターの運営【183,309千円】

- 指定管理者による運営(神戸生活創造センター、東播磨生活創造センターは公募選定)

(ア) 神戸生活創造センター

施設概要

所在地：長田区（新長田合同庁舎1階）
開設年：平成12年 広さ：1,307㎡
指定管理者：大阪ガスビジネスクリエイト（株）

指定管理

開始：平成21年
選定：公募
現期間：R4～6年度

主な施設

図書コーナー、多目的リースペース、講座研修室、スタジオ、調理室、展示ギャラリー、活動ブース等

利用人数

R4：122,117人（53.0%）
R3：91,632人（41.8%）
R2：71,099人（22.6%）

主な事業

・生活創造フェスタ
・子育てひろば「きらきら」
・Zoom使い方セミナー等



(イ) 東播磨生活創造センター（かこむ）

施設概要

所在地：加古川市（加古川総合庁舎1階）
開設年：平成20年 広さ：1,635㎡
指定管理者：（特非）シミズシース

指定管理

開始：平成21年
選定：公募
現期間：R3～7年度

主な施設

創作工房、講座研修室、スタジオ、パフォーマンススペース、グループ活動ブース、ギャラリー等

利用人数

R4：180,311人（70.1%）
R3：156,310人（64.1%）
R2：159,120人（59.0%）

主な事業

・kaco-LAB.フェス
・東ハリマくらし学校
・シニア交流サロン等



(ウ) 丹波の森公苑

施設概要

所在地：丹波市 開設年：平成8年
広さ：359,395㎡（甲子園球場約9個分）
指定管理者：（公財）兵庫丹波の森協会

指定管理

開始：平成18年
選定：非公募
現期間：R3～5年度

主な施設

ホール(705席)、多目的ルーム、創作工房、会議室、ギャラリー、

利用人数

R4：131,646人（44.9%）
R3：133,241人（42.0%）
R2：82,816人（39.8%）

主な事業

・丹波の森フェスティバルグループ活動コーナー等
・子どもミュージカル体験塾
・里山ボランティア養成等



() は有料施設稼働率

3 生涯学習の推進

イ 文化会館等の運営【234,678千円】

➤ 指定管理者による運営（R5に指定管理者を公募。R6年4月より公募選定事業者による運営（予定））

(ア) 嬉野台生涯教育センター



施設概要 所在地：加東市 開設年：昭和54年
 広さ：406,891㎡（甲子園球場約10個分）
 指定管理者：（公財）兵庫県生きがい創造協会

指定管理 開始：平成21年
 選定：非公募
 現期間：R5年度

主な施設

宿泊棟、食堂、研修室、講堂、体育館、テニスコート、生活創造情報プラザ等

利用人数 R 4：98,251人（17.4%）
 R 3：67,745人（12.7%）
 R 2：40,474人（7.9%）

主な事業

・うれしの春のフェスティバル
 ・ひょうご冒険教育(HAP)
 ・ユースセミナー等

(ウ) 西播磨文化会館



施設概要 所在地：たつの市 開設年：昭和50年
 広さ：68,505㎡（甲子園球場約1.5個分）
 指定管理者：（公財）兵庫県生きがい創造協会

指定管理 開始：平成23年
 選定：非公募
 現期間：R5年度

主な施設

体育室、講堂、会議室、調理室、美術展示室、生活創造情報プラザ等

利用人数 R 4：90,876人（16.5%）
 R 3：63,602人（15.1%）
 R 2：54,369人（14.6%）

主な事業

・短歌祭・俳句祭
 ・播州段文音頭大会
 ・地元高校との交流等

(イ) 但馬文教府



施設概要 所在地：豊岡市 開設年：昭和38年
 広さ：48,383㎡（甲子園球場約1個分）
 指定管理者：（公財）兵庫県生きがい創造協会

指定管理 開始：平成23年
 選定：非公募
 現期間：R5年度

主な施設

体育室、調理室、ふるさと交流館(400人収容)、調理室、ギャラリー、生活創造情報プラザ等

利用人数 R 4：70,864人（32.9%）
 R 3：76,583人（32.7%）
 R 2：55,156人（27.9%）

主な事業

・親子フェスタ
 ・科学する但馬のこども作品展
 ・ふるさと芸術文化祭等

(I) 淡路文化会館



施設概要 所在地：淡路市 開設年：昭和47年
 広さ：45,350㎡（甲子園球場約1個分）
 指定管理者：（公財）兵庫県生きがい創造協会

指定管理 開始：平成23年
 選定：非公募
 現期間：R5年度

主な施設

講堂、会議室、調理教室、体育室、美術展示室、生活創造情報プラザ等

利用人数 R 4：39,157人（20.2%）
 R 3：29,639人（18.6%）
 R 2：20,942人（16.8%）

主な事業

・元気っ子フェスティバル
 ・日本画・洋画セミナー等

() は有料施設稼働率

3 生涯学習の推進

(2) 生涯学習・実践活動への支援

県民誰もがいつでも、どこでも学ぶことができ、自らを高めたり、その成果を社会に生かしたりできるよう、あらゆる世代を対象にした生涯学習を展開する。

ア 高齢者学習の推進【93,077千円】

いなみ野学園等の高齢者大学を運営し、高齢者の生きがいづくりや地域活動につながる人材を育成
いなみ野学園、阪神シニアカレッジには地域活動支援センターを設置し、受講生や卒業生の地域活動を支援

(ア) いなみ野学園

施設概要

所在地：加古川市（専用学舎） 開設：昭和44年
敷地面積：44,113㎡（甲子園球場約1個分）
運営者：(公財)兵庫県生きがい創造協会※県補助による運営

設置学科

講座	学年定員	学科
4年制大学講座	340人	園芸(100)、健康(100)、文化(100)、陶芸(40)
2年制大学院講座	50人	歴史・文化、健康福祉、環境・地域、景観園芸

講座概要

講座	開設	学習時間	入学資格	年間受講料
4年制大学講座	S44	年60日（週2日）	概ね56歳以上の者	50,000円
2年制大学院講座	H18	年30日（週1日）	大学講座の卒業生	50,000円



受講人数

講座	R2	R3	R4	R5
大学講座	807人	783人	794人	786人
(入学者数)	183人	242人	254人	246人
大学院講座	122人	110人	98人	96人
(入学者数)	59人	54人	48人	53人

3 生涯学習の推進

(イ) 阪神シニアカレッジ

施設概要 所在地：宝塚市（阪神健康交流センター内） 開設：平成9年（H31現在地に移転）
敷地面積：2,570㎡（屋上農園含む）
運営者：(公財)兵庫県生きがい創造協会※県補助による運営

設置学科	講座	学年定員	学科
	4年制大学講座	150人	園芸(50)、健康(50)、国際(50)
	2年制阪神ひと・まち創造講座	30人	-

講座概要	講座	開設	学習時間	入学資格	年間受講料
	4年制大学講座	H9	年60日（週2日）	56歳以上の者	50,000円
	2年制阪神ひと・まち講座	H21	年30日（週1日）	56歳以上の者	25,000円



受講人数

講座	R2	R3	R4	R5
4年制講座 (入学者数)	547人 165人	553人 155人	585人 165人	575人 164人
2年制講座 (入学者数)	52人 26人	52人 29人	575人 164人	55人 30人

(ウ) 地域高齢者大学

文化会館等の指定管理施設において、指定管理者が運営

設置学科	学園名	開設施設	運営（指定管理者営）
	うれしの学園生涯大学	嬉野台生涯教育センター	(公財)兵庫県生きがい創造協会
	みてやま学園	但馬文教府	
	ゆうゆう学園	西播磨文化会館	
	いざなぎ学園	淡路文化会館	
	丹波OB大学	丹波の森公苑	(公財)兵庫丹波の森協会

受講人数

大学講座と地域活動実践講座の計（定員は300人、（ ）は入学者数） (人)

講座	R2	R3	R4	R5
うれしの学園	208 (42)	159 (17)	138(44)	114(24)
みてやま学園	203 (29)	192 (35)	156 (23)	162 (43)
ゆうゆう学園	199 (27)	199 (44)	171 (38)	157 (31)
いざなぎ学園	58 (15)	145 (48)	143 (40)	134(22)
丹波OB大学	136(24)	121 (27)	149 (44)	140(35)

講座概要	講座	学年定員	学習時間	入学資格	年間受講料
	(4年制) 大学講座 (2年制) 地域活動実践講座	(4年制)60人 (2年制)30人	年約20日（月2日）	概ね60歳以上	12,500円

3 生涯学習の推進

イ あらゆる世代を対象とした学びの機会や情報の提供【15,220千円】

県民誰もが、いつでも、どこでも主体的に学び、実践活動が行えるよう、（公財）兵庫県生きがい創造協会と連携し、学びの機会や情報の提供等を実施

(ア) ひょうごラジオカレッジの運営

誰でもいつでもどこでも学べるよう毎週土曜日30分間のラジオによる講座を提供（インターネットでも聴取可）

ひょうごラジオカレッジ

所在地：加古川市（いなみ野学園内）運営：（公財）兵庫県生きがい創造協会 ※県補助による運営

講座概要	受講年限	学習時間	入学資格	年間受講料	受講者数
<ul style="list-style-type: none">・毎週土曜午前7時から30分間ラジオ関西で放送する講座を聴取・インターネットでいつでも聴取可・はがきやメールで感想文提出（講師からの返信あり）・年数回、中央・地方スクーリングを実施	1年 （修了後は生涯聴講生として継続可能）	年52回 （週1回 30分）	特になし （年齢制限・居住地要件なし）	6,000円	(R5)1,299人 (R4)1,393人 (R3)1,482人 (R2)1,539人



中央スクーリング（年2回）の様子

(イ) ひょうごインターキャンパスの運営

インターネットを通じて、様々な生涯学習機関（473機関）と連携した多様な生涯学習情報を発信

(ウ) 生涯学習情報コーナーの運営

加古川市の生きがい創造協会本部に相談員を配置し、生涯学習に関する相談・情報提供を実施

4 安全安心な消費生活の推進

(1) 消費生活プランの推進

「ひょうご消費生活プラン」に基づき、社会状況の変化に応じた消費者施策を推進し、安全安心な消費生活と社会に配慮した消費行動を実現する。また、今年度中に次期プラン（令和6～8年度）を策定する。

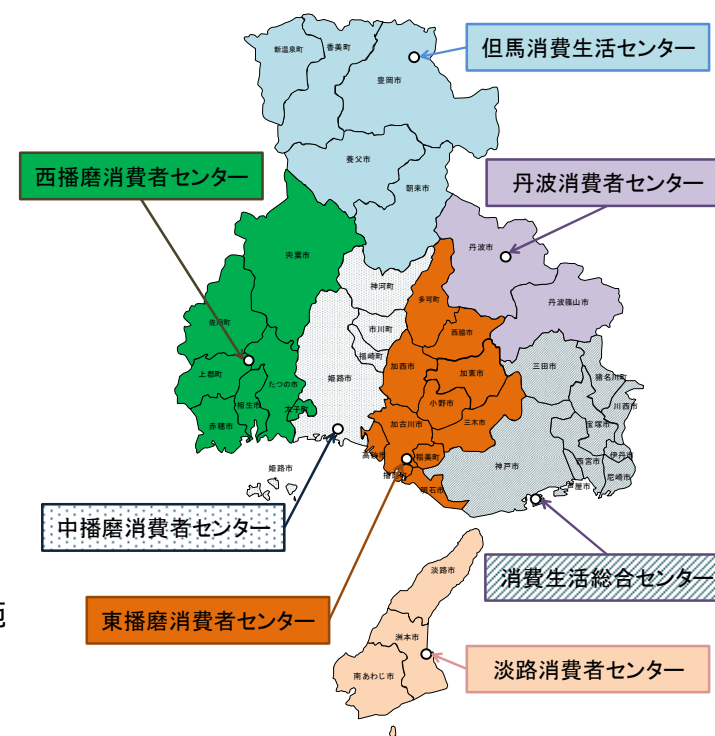
➤ 推進体制

全県の中核拠点である県立消費生活総合センター及び県各センターにおいて、市町消費生活センターや消費者団体、事業者団体等と連携し、消費生活行政を総合的に推進

県		市町
相談・あっせん◎	支援 ➡	相談・あっせん
市町相談への専門的・技術的支援○		消費者教育・啓発
相談・事故情報の収集・分析・発信○	連携・協働 ↔	高齢者等の見守り体制づくり
事業者指導○		消費者団体等の活動支援
消費者教育・啓発	連携・協働 ↔	消費者団体、事業者団体、消費者庁、県警、教育委員会 等
高齢者等の見守り体制づくり		
消費者団体等の活動支援		

◎は消費生活総合センターと但馬消費生活センター、○は消費生活総合センターのみで実施

各センターの管轄エリア



4 安全安心な消費生活の推進

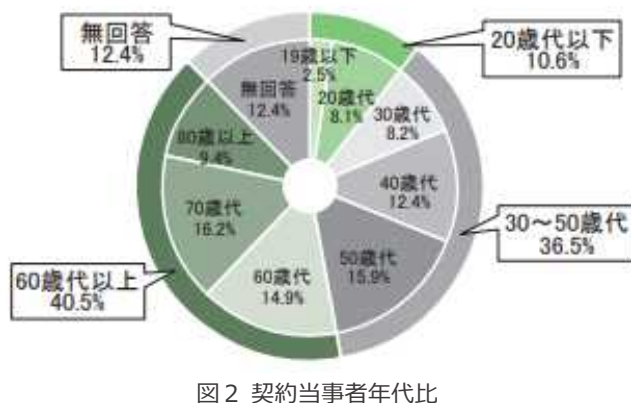
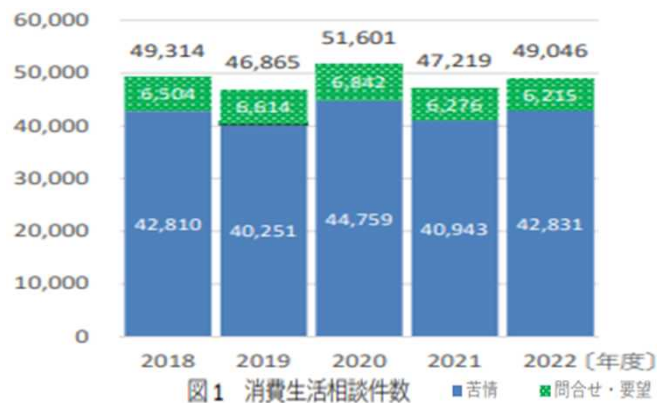
(2) 相談対応力の充実

消費者被害の防止・救済機能を高度化し、広域的・専門的な相談に対応、市町の相談対応力を高めるための支援を充実する。

ア 県内の消費生活相談状況（令和4年度）

- 相談件数 **49,046件**（対前年度比3.9%増）
県：5,387件 市町：43,659件

- 特徴 ✓ 高齢者の相談割合が依然として高い
✓ 定期購入トラブルが前年度比61.5%増



イ 市町消費生活センターへの支援

- 市町相談サポートデスクの設置【5,892千円】
- 相談員レベルアップ研修の開催【3,820千円】
R5予定（基礎:3回 専門:10回 法執行業務:6回）

4 安全安心な消費生活の推進

(3) 消費者教育・活動の推進

消費生活総合センターに「消費生活情報プラザ」を設置、県内各消費者センターに消費者教育推進員を配置し、消費者力の向上と地域見守り活動の充実を図る。

ア 若年層向け消費者教育

(ア) 高等学校・特別支援学校等への出前講座等の実施【1,798千円】

出前講座 172回(R4年度) 64回(R5年9月末現在)
教員向け研修等 54回(R4年度) 21回(R5年9月末現在)

(イ) 消費者教育を実践する大学生を「くらしのヤングクリエイター」として養成【2,564千円】

ワークショップの開催、啓発活動、研修事業 等

(ウ) エシカル消費の推進【4,597千円】

セミナー・出前講座 28回(R4年度) 19回(R5年9月末現在)

(I) 消費者力アップ体験学習会の実施【4,045千円】

体験学習会 10回(R4年度) 6回(R5年9月末現在)



【大学生による街頭啓発】

イ 高齢者・障害者等の見守り活動

(ア) 高齢者等被害防止ネットワークを設置（県内7カ所）、定期的な情報交換や研修の開催【4,735千円】

セミナー・出前講座 260回(令和4年度) 129回(R5年9月末現在)

(イ) くらしの安全・安心推進員の設置・活動支援【2,352千円】

くらしの安全・安心推進員 (225人(R5.9月末現在))

4 安全安心な消費生活の推進

(ウ)消費者リーダーの活動支援【1,316千円】

消費者リーダー情報交換会・研修 5回(R4年度) 5回(R5年度予定)

(I) 消費者団体等との協働による啓発【3,492千円】

県消費者団体連絡協議会や県連合婦人会等と協働して、学習会、パネル展等を実施

ウ 金融教育（金融リテラシー）の推進

(ア) 金融・経済、悪質商法・投資詐欺等の消費者被害防止セミナー・出前講座の実施【14,823千円】

セミナー・出前講座 211回(R4年度) 63回(R5.9月末現在)

高校生向け金融教育教材の作成

(イ) 金融に関する広報の実施（兵庫県金融広報委員会事業（事務局：日本銀行神戸支店）に参画）

金融広報事業 5回(R4年度) 6回(R5年度予定)

エ 消費生活総合センター「消費生活情報プラザ」における消費者学習・活動の推進

団体・グループが自由に消費者学習・活動できる場を提供、消費者団体等の自主的な活動・交流を促進

〈開設日時〉 月～金曜 10:00～17:00（祝日、年末年始除く。）

〈施設概要〉 展示ゾーン：県の消費者行政の歴史等、消費生活に関する情報を展示

交流ゾーン：関連図書コーナー、セミナー・交流スペース



【消費生活情報プラザ・展示ゾーン】

オ 多様な方法による啓発の実施

広報物、新聞等への記事掲載、インターネット等、幅広い世代へ多様な媒体による情報発信

○X（旧Twitter）（年176回発信、フォロワー2,946人（R4年度））

○県内全ての小・中・高校、特別支援学校への情報提供メール

○神戸新聞・毎日新聞(各年10回) 兵庫ジャーナル、婦人兵庫等への掲載、広報チラシ等の作成



【啓発リーフレット・チラシ】

4 安全安心な消費生活の推進

(4) 適切な事業者指導

景品表示法や特定商取引法、消費生活条例に違反した疑いのある事業者に対し、適切な指導等を行う。また、消費生活協同組合の民主的な運営と健全な発展を図る。

ア 景品表示法・特定商取引法等に基づく指導【9,275千円】

➤ 景品表示法に基づく指導・処分の状況

年度	処分	注意指導	その他	計
R 4	1	48	35	84
R 5 (8月末現在)	0	21	14	35

<処分の概要>

焼き肉店において、各種広告媒体に「但馬牛」を提供しているかのように表示をしながら、実際は但馬牛を仕入れておらず、他県産和牛を提供していた（「優良誤認」）違反により措置命令（R4.12）

➤ 特定商取引法・消費生活条例に基づく指導・処分

年度	処分	注意指導	計
R 4	2	12	14
R 5 (8月末現在)	0	7	7

<処分の概要>

複合サービス会員権の連鎖販売取引（マルチ商法）事業者に対し、氏名等不明示勧誘、不実告知等の違反により取引等停止命令及び代表者に対し業務禁止命令（R4.8）

水回り修理の訪問販売事業者に対し、契約書面記載不備、不実告知、事実不告知等の違反により業務等停止命令及び代表者に対し業務禁止命令（R5.3）

イ 消費生活協同組合の育成指導【2,491千円】

➤ 指導検査実施数 R 4年度：10組合 R 5年度：10組合（予定）

【種類別消費生活協同組合数】

(R5.10.1現在)

地域購買	職域購買	大学	医療	共済	利用	連合会	計
5	2	11	8	7	1	1	35

4 安全安心な消費生活の推進

(5) 多様な主体との協働

事業活動を通じて消費者と密接につながっている事業者や、地域に根ざした活動を行っている団体等と協力し合い、きめ細やかな消費生活行政を展開する。

ア 事業者団体等による消費者教育の支援【11,650千円】

地域に根ざした活動を展開する生活協同組合や事業者団体等が取り組む消費者トラブル防止講座やイベントの開催、啓発資材の作成等へ助成（2団体）

また、公募型企画提案方式により民間のノウハウを活かし、若年層向けの情報発信を強化



イ 適格消費者団体「ひょうご消費者ネット」の活動支援【1,450千円】

差止請求権を行使できる適格性を備えた団体として内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が取
【若年層向け啓発事業】
り組む差止請求訴訟や被害回復制度に関する広報事業へ助成

ウ ひょうご消費生活三者会議の設置

消費者・事業者・行政のネットワーク「ひょうご消費生活三者会議」を設置し、消費者行政に関する情報の共有を図り、三者協働によるワークショップを開催するなど、相互に連携した取組を推進

【構成団体】25団体



【ワークショップの様子】

安全で安心な暮らしの実現について



作成年月日	令和5年10月24日
作成部局名	県民生活部くらし安全課

目次

1	兵庫県内の犯罪の動向	P 3
2	地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援	P 4
3	安全で安心な環境の整備	P 9
4	犯罪被害者等支援の充実	P12
5	再犯防止対策の推進	P14
6	交通安全対策の推進	P15

1 兵庫県内の犯罪の動向

- 令和4年の刑法犯認知件数は33,018件。平成14年のピーク以来、20年ぶりに対前年比で増加
- 高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の増加が著しいほか、性犯罪被害が依然として高止まりの傾向
- 令和4年度県民意識調査において、「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合が前年度79.6%から70.3%に低下

【刑法犯認知件数の推移】

	H14年 (過去最高)	R1年	R2年	R3年	R4年	R4年8月末	R5年8月末
刑法犯認知件数	164,445件	40,395件	34,246件	30,003件	33,018件	20,757件	24,225件

【特殊詐欺被害等の推移】

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R4年8月末	R5年8月末
特殊詐欺被害認知件数	773件	658件	1,027件	859件	1,074件	586件	805件
性犯罪認知件数	395件	427件	347件	358件	386件	229件	295件

【「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合】

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
割合	78.2%	79.4%	82.8%	79.6%	70.3%

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(1) 地域安全まちづくり推進計画の推進と審議会の運営（803千円）

第6期計画（令和4～6年度）に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的、計画的に推進

【第6期計画の概要】

基本理念	地域社会の力を基本とした持続可能な安全安心兵庫の実現
8つの行動	行動1 みんなで安全安心な地域をつくる 行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる 行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる 行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する 行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

(2) ひょうご地域安全まちづくり活動賞の表彰（140千円）

地域安全まちづくり活動に対する意欲を高めるため、活動に関して著しい功績のあった個人・団体を表彰

＜受賞件数＞ 個人2件、団体6件（令和4年度）



【令和4年度表彰式】

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(3) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の運営支援（900千円）

安全で安心な兵庫の実現をめざす県民運動の推進母体として、地域団体、事業者団体、行政機関等による協議会の運営を支援



【ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要】

【協議会シンボルキャラクター マモリン】

会員団体数 110団体（事業者26,青少年・教育団体25,防犯団体15,商工団体13,地域団体9 等）

主な
事業内容

○地域安全まちづくり表彰式の開催
○防犯意識啓発グッズの作成
○「マモリンレポート」の発行(今年度2回)
○地域安全啓発キャンペーンの実施

○地域安全ポスターコンクールの開催
〈募 集〉 8月1日～9月11日
〈参加校等〉 参加校60校、応募数492点
〈表 彰 式〉 令和6年2月予定

(4) 地域安全兵庫県民大会の開催（300千円）

地域安全まちづくりへの意識啓発として、県警・県防犯協会連合会と共催で「県民大会」を開催

〈開催日〉 令和5年10月16日

〈開催場所〉 兵庫県公館

〈参加者数〉 約300人

〈内 容〉 防犯功労者表彰式、防犯講話等



【防犯功労者表彰式】 5

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(5) まちづくり防犯グループの活動支援 (189千円)

ア 地域安全まちづくり活動情報等の共有

県内各地で結成された「まちづくり防犯グループ」に対し、地域の犯罪情報や防犯活動情報を郵送により提供

イ 地域安全マップ作成支援

より効果的な地域の見守り活動を行うため、まちづくり防犯グループ等を対象に活動地域内の危険箇所等の点検、地域安全マップ作成に係る研修を実施

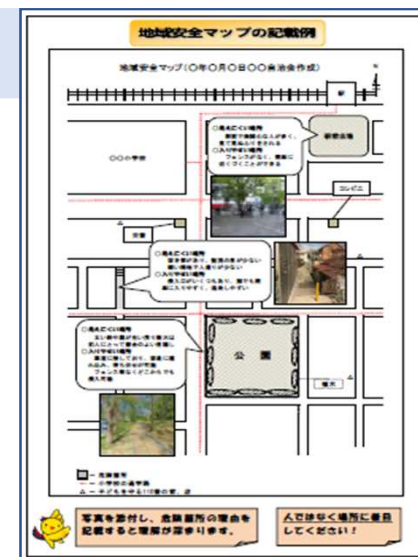
〈開催回数等〉 10回 (各県民局・県民センター等)

【まちづくり防犯グループの概要】

グループ数	2,101団体 (令和5年9月末現在)	
構成団体等	自治会、PTA、婦人会等	
活動範囲	単位自治会の区域、又は複数の単位自治会の区域 (最大小学校区程度)	
主な活動内容	○防犯パトロール ○あいさつ・声かけ運動 ○門灯点灯運動	○子どもの登下校時の見守り活動 ○防犯広報紙の作成・配布 ○地域安全マップの作成等

ウ 高齢者の地域安全まちづくり活動参加促進のための防犯講座の開催

高齢者の防犯活動への参画を促進するため、高齢者大学等に地域防犯講座を設置し、県から講師を派遣
 〈開催回数〉 3回 (いなみ野学園、嬉野台生涯教育センター等)



【地域安全マップ例】

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(6) 地域安全まちづくり推進員の設置 (1,347千円)

防犯グループのリーダー役として、自ら率先して活動に取り組むとともに、関係機関やまちづくり防犯グループなどとの連携・協働の調整等を行う「地域安全まちづくり推進員」を設置し、その活動を支援



【防犯グループによる見守り活動】

【地域安全まちづくり推進員の概要】

推進員数	3,856人 (令和5年9月末現在)
活動内容	地域安全まちづくり活動の先導、活動グループの連携・協働の調整、活動グループの地域間交流の企画・実施、警察等関係機関との連絡調整
支援内容	身分証の交付、手引書の配布、ボランティア保険への加入、研修会の開催、犯罪・防犯情報の提供

【県民局・県民センター別推進員数 (令和5年9月末現在)】

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
616人	782人	321人	305人	256人	356人	806人	148人	73人	193人

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(7) 子どもの安全安心確保 (406千円)

「子どもを守る110番の家・店・車」を普及させるため、県警と連携して、協力者の開拓や制度の周知を図るとともに、ネットワーク会議を開催して防犯情報を共有

- 子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議 (県警・県・市町・事業者)
 - ＜開催日＞ 令和6年1月予定
 - ＜内 容＞ 子どもを取り巻く犯罪情勢、子どもを守る110番の家・店の取組状況等、防犯講演



【子どもを守る110番の家掲示例】

【子どもを守る110番の家等設置状況 (令和5年8月末現在)】

区分	対象	実施主体	箇所数
110番の家	一般民家、個人商店等	P T A、防犯協会等	55,576箇所
110番の店	店舗	事業所団体等	18,917箇所
110番の車	車両	事業所団体等	27,879台

3 安全で安心な環境の整備

地域を構成する、県民、事業者、県、市町、県警、関係団体等が連携し、様々な空間や場面で犯罪の起きにくい安全で安心な環境を整備

(1) 防犯カメラ設置補助事業 (30,000千円)

地域の見守り力の向上を図るため、市町が行う防犯カメラ設置補助事業に要する経費（まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に係る経費を対象）を助成

〈対象団体〉 市町（市町に対する間接補助）

〈助成額〉 市町補助額の1/2（1台あたり上限6万円）

〈助成件数〉 500 か所相当



【防犯カメラ設置例】

【平成22年度～令和4年度の補助箇所数】

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
補助数	64	166	261	232	383	392	493	487	492	490	484	489	440	4,873

3 安全で安心な環境の整備

(2) 自動録音電話機等普及促進事業（8,925千円）

特殊詐欺対策として、各市町において実施する自動録音電話機等補助（購入、貸与）事業に要する経費を助成

<対象者> 市町

<助成額>	警告機能付き電話機（購入補助）	4千円
	警告機能付き外付け録音機（購入補助）	2千円
	警告機能付き外付け録音機（貸与）	1.5千円

<助成件数> 2,300台相当



【自動録音電話機のイメージ】

(3) 侵入盗未然防止啓発事業（1,000千円）

関東で発生した連続強盗事件など自宅に侵入される犯罪被害に関する県民の不安が高まる中、侵入盗対策の研修会を開催



【侵入盗対策の研修会】

3 安全で安心な環境の整備

(4) ひょうご地域安全SOSキャッチ事業の推進 (4,356千円)

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や、虐待、DV、いじめ等が疑われる場合等に、匿名でも通報できる窓口を運営し、速やかに適切な関係機関（警察等）に引継ぎ

＜開設日時＞ 月～金曜日 9:00～16:00（祝日、12/29～1/3を除く）

＜電話番号＞ 078-341-1324（いざツーカー）

【相談受付件数】

【相談者の属性(令和4年度)】

令和3年度	令和4年度	令和5年8月末	男性	女性	実名	匿名
326件	236件	92件	116人	120人	106人	130人



【SOSキャッチのチラシ】

(5) 客引き行為等の防止に関する条例の推進 (20,184千円)

「客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、客引き行為等の禁止地区に指定する三宮北部地域において、巡回・指導を実施

【指導状況】

令和3年度					令和4年度				
指導	勧告	命令	過料	公表	指導	勧告	命令	過料	公表
30件	9件	8件	4件	3件	43件	21件	13件	9件	4件

4 犯罪被害者等支援の充実

令和5年4月施行の「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」に基づき、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、支援の充実を図る。

(1) 兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口の設置 (9,472千円)

犯罪被害者等からの様々な相談に対応し、犯罪被害者等が必要な支援を適切かつ円滑に受けられるようサポートする総合的な支援窓口を令和5年10月に設置

〈開設時間〉 月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

〈電話番号〉 078-360-0783 (ゼロナヤミ)



【総合相談窓口開設式】

(2) 犯罪被害者等支援に関する計画の策定

条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する計画を策定

〈想定スケジュール〉

1月 地域安全まちづくり審議会でパブコメ案の検討

2月 パブリックコメント実施

3月 地域安全まちづくり審議会の答申・計画策定

4 犯罪被害者等支援の充実

(3) 性犯罪・性暴力被害者への支援 (7,806 千円)

ア ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の運営

警察に相談できない性暴力被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、専用相談窓口を設け、面接助言、法律等専門相談、警察・医療機関等への同行支援、医療費助成等を実施

〈開設時間〉 月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

※夜間・休日は、国設置夜間・休日コールセンターが対応

〈電話番号〉 078-367-7874 (ヤミサ)、#8891 (ハクワストップ)

〈委託先〉 (公社) ひょうご被害者支援センター

【相談対応・直接支援状況】

令和4年度						令和5年8月末					
電話相談	面接助言	専門相談	同行支援	医療費助成	計	電話相談	面接助言	専門相談	同行支援	医療費助成	計
920件	11件	46件	5件	2件	984件	435件	3件	6件	3件	0件	447件

イ 医療従事者向け専門研修の実施

産婦人科医師など医療従事者向けの高度専門研修を実施

〈委託先〉 (特非) 性暴力被害者支援センター・ひょうご



【医療従事者向け専門研修の様子】

5 再犯防止対策の推進

更生支援や再犯防止について県民の理解を深めるとともに、国、県、市町、関係機関・団体等と連携して、就業機会や住居の確保等への支援に取り組み、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰につなぐ。

(1) 再犯防止対策の推進(1,000千円)

ア 関係機関の連携強化に向けた会議の開催

市町担当者向けの研修や、就労・住居確保対策など個別の課題に応じた関係機関による検討会議を開催

イ 再犯防止シンポジウムの開催

計画策定を機に、再犯防止の気運醸成、理解促進に向けたシンポジウムを開催
(R6.2月頃を予定)

(2) 「社会を明るくする運動」の啓発

犯罪をした人等が再び犯罪に手を染めないよう、国が提唱する「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生に係る啓発を実施

〈強調月間〉 令和5年7月

〈主な取組〉 広報啓発、法務省と連携した作文コンテスト等



【更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん】

6 交通安全対策の推進

(1) 交通安全対策の総合的推進 (415千円)

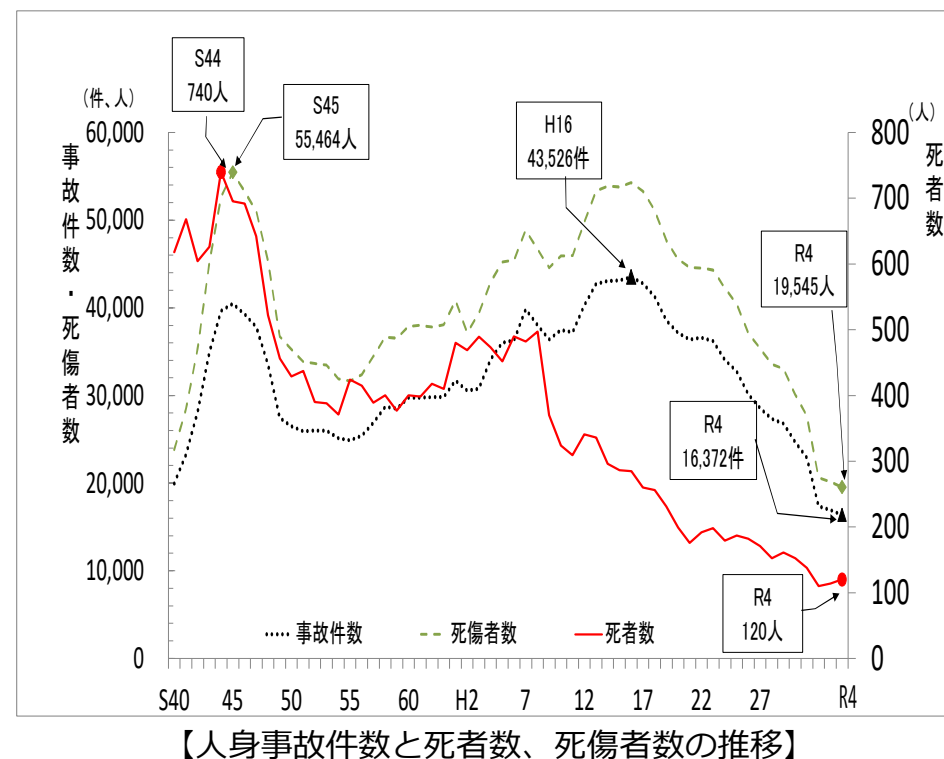
- 第11次兵庫県交通安全計画（令和3～7年度）及び令和5年度兵庫県交通安全実施計画に基づき、交通安全対策を推進

ア 第11次兵庫県交通安全計画の目標と主な取組内容

	道路交通		
	死者数	重傷者数	踏切事故件数
目標値 (R4実績)	80人以下 (120人)	1,000人以下 (1,004人)	0件 (4件)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保 ○歩行者の安全確保 ○自転車の安全確保 ○生活道路における安全確保 ○踏切道における安全確保 		

イ 兵庫県内の交通事故情勢

令和4年中の交通事故死者数は120人（全国順位5位）で、昭和22年以降、過去3番目に少ない値となったが、最少であった令和2年から2年連続で増加
交通事故傷者数、人身事故件数はともに減少傾向（死者のうち約6割が高齢者）



6 交通安全対策の推進

(2) 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 (9,209千円)

- 兵庫県交通安全対策委員会を主体に、県民の参画と協働のもと、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」を目指し、県民運動を推進

ア 年間の運動等

(ア) 参加団体（推進機関・団体：84団体、協働団体：48団体）

(イ) 啓発運動

四季の運動（春5月、夏7月、秋9月、年末12月）等年間を通じて、交通安全意識の向上を図る普及啓発活動に取り組む

(ウ) 交通安全広報啓発活動の実施

イベントや交通安全県民大会の開催等により、交通安全意識を向上

種別	運動名
年間の運動	子供・高齢者しっかり見つめて交通安全運動
	自転車安全利用推進運動
	飲酒運転根絶運動
	シートベルト・チャイルドシート着用運動
	夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動
	横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動
四季の運動	春の全国交通安全運動
	夏の交通事故防止運動
	秋の全国交通安全運動
	年末の交通事故防止運動

●交通安全県民大会の開催

開催日	令和5年9月12日
開催場所	兵庫県公館
参加者数	約200人
内容	交通安全功労者等への感謝状贈呈 等



【交通安全対策への取組発表】

●街頭での普及啓発等の広報活動

- 警察・関係団体と連携して、街頭での交通安全普及啓発活動を実施
- 四季の運動の啓発チラシ(計20万枚)を作成し、市町・関係団体に配布
- 交通安全ネットワークに参加する事業所や団体等に対し、交通安全だよりを配信
(月1回定期配信と自転車事故に対する注意喚起のための不定期配信)

6 交通安全対策の推進

(工) 交通事故多発地域対策・交通死亡事故多発時対策

●交通事故多発地域対策

交通事故の多発が懸念される市区町を「交通安全対策重点推進地域」に指定し、警察、関係機関・団体等と連携して交通安全啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締り等の交通安全対策を推進

〈令和5年度指定〉

神戸市長田区、北区、明石市、加古川市、
播磨町、小野市、洲本市、南あわじ市
計8市区

●交通死亡事故多発時対策

交通死亡事故が短期間に多発したとき、交通死亡事故多発警報（県内全域）や交通死亡事故多発注意報（県民局等单位）を発令して、広く県民に注意喚起を図るとともに、交通安全活動を強化

〈注意報発令状況〉

[令和5年度] 阪神北地域

(R5.3.27～R5.4.5)

(才) 交通安全推進市町に対する顕彰

交通死亡事故の発生を一定期間抑止、又は交通事故死者数及び人身事故件数を減少させた市区町に対して、兵庫県交通安全対策委員会会長（知事）名で顕彰を実施

〈顕彰状況〉15市区町（令和5年9月末現在）

6 交通安全対策の推進

イ 重点的に推進する事業

(ア) 子供の交通安全対策

- ・ 児童等を対象とした交通安全教室
児童等に交通ルールや自転車の正しい乗り方を指導
〔令和5年度〕92回 9,539人（令和5年9月末現在）
- ・ ひょうご児童等交通安全ネットワーク
学校を通じて、小・中・高校生及び保護者等へ交通安全だよりを配信



【児童を対象とした交通安全教室】

(イ) 高齢者の交通安全対策

- ・ 高齢者交通安全対策重点推進地域
高齢者の交通事故死者数の多い3市区を推進地域に指定し、重点的に啓発チラシを配布
〈令和5年度指定〉尼崎市、明石市、たつの市
- ・ 交通安全シルバー元気アップ事業
高齢者等に対する出前式の参加・体験・実践型の「元気と交通マナーアップ出前講座」などの啓発事業を実施
〔令和5年度〕30回 2,709人（令和5年9月末現在）
- ・ 高齢者大学での交通安全教室
兵庫県高齢者大学において、安全運転サポート車の乗車体験・車の死角体験等を行う交通安全教室を実施
〔令和5年度〕5箇所 6回 401人（令和5年9月末現在）

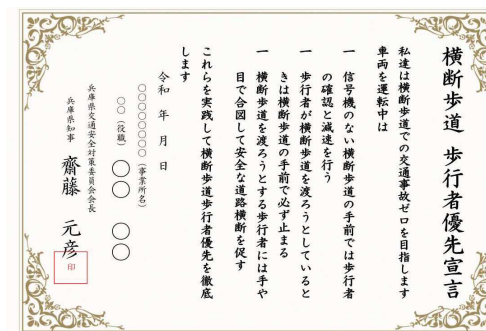


【高齢者大学での交通安全教室】

6 交通安全対策の推進

(ウ) 歩行者の交通安全対策

- ・横断歩道合図（アイズ）運動の推進
歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指すため、歩行者・運転者の双方が横断合図することにより、車両の一時停止を徹底する「横断歩道合図（アイズ）運動」等を推進
- ・横断歩道歩行者優先宣言
業務用車両を有する事業者「横断歩道歩行者優先宣言」への賛同を呼びかけ、横断歩道では歩行者優先を徹底する安全運転の実践を推進
〈宣言事業所〉 1,961事業所（令和5年9月末現在）



【横断歩道歩行者優先宣言】

(エ) 飲酒運転の根絶

- ・飲酒運転追放宣言
酒類を提供、販売する事業者等が「三ない運動」を実践する飲酒運転追放宣言を行い、飲酒運転を許さないという気運を醸成
〈宣言事業所〉 3,777事業所（令和5年9月末現在）
- ・キッズ交通保安官・ファミリー隊
小学生とその保護者を対象に、家族や地域に飲酒運転の防止を呼びかけるキッズ交通保安官・ファミリー隊に任命
〈キッズ交通保安官〉 847人
〈ファミリー隊〉 369人（令和5年9月末現在）



【キッズ交通保安官】

6 交通安全対策の推進

(才) 自転車の交通安全対策

- 自転車交通安全対策重点推進地域
自転車の交通事故が多い5市区を推進地域に指定し、市町等と連携した自転車安全利用に関する啓発を実施
- 高校生向け自転車交通安全教室
スタントマンによる交通事故の実演(スケアード・ストレイト)を見て、交通ルールを遵守することの大切さを学ぶ交通安全教室を県下5高等学校・特別支援学校で実施
- 自転車乗車用ヘルメットの着用啓発
「全自転車利用者への乗車用ヘルメット着用の努力義務」について、交通安全教室、各種キャンペーン等により、着用意識の浸透を促進
- 自転車ヘルメット購入応援事業
令和5年9月議会で議決された「自転車ヘルメット購入応援事業」について、12月の申請受付開始に向け、事業者や市町等と調整中

自転車交通安全対策重点推進地域〈R5年度指定〉

神戸市長田区、伊丹市、川西市、高砂市、姫路市



【高校生向け自転車交通安全教室】

(3) 交通事故被害者支援の推進 (6,055千円)

- 交通事故に係る各種相談に応じる常設の交通事故相談所を開設して、被害者支援活動を推進

名称	場所	相談曜日(9~16時※)	相談員数
兵庫県交通事故相談所 本所	神戸ルバーランド庁舎	月・火・木・金	2人
〃 姫路支所	県姫路総合庁舎	水	1人(本所兼務)
〃 豊岡支所	県豊岡総合庁舎	水	1人